



# アクティビティノート 〈第237号〉

2016年10月度における受付相談事例を中心に記載しています。

1. 相談業務
  - 1.1. 2016年10月度 相談受付件数 (P.1)
  - 1.2. 受付相談事例および内容の紹介 (P.2~15)
2. 入手資料の紹介 (P.16)
3. メディア情報から (P.17)
4. 化学製品の成分表示について ~その6 虫よけ剤~ (P.18~19)

## 1. 相談業務

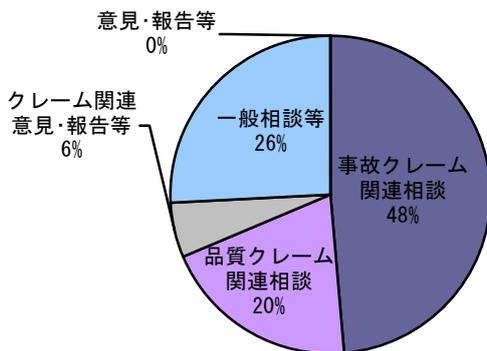
### 1. 1. 相談受付件数

2016年10月度 相談受付件数 (9/26~10/24 実働:20日)

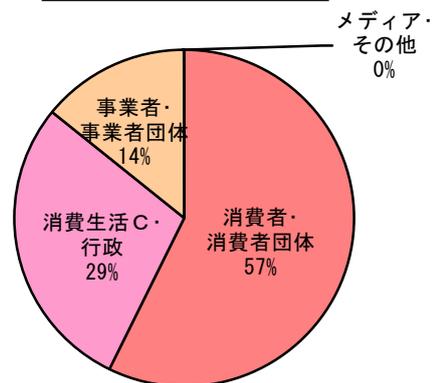
	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告等	合計	構成比
消費者・ 消費者団体	10	1	2	7	0	20	57%
消費生活C・ 行政	6	3	0	1	0	10	29%
事業者・ 事業者団体	1	3	0	1	0	5	14%
メディア・ その他	0	0	0	0	0	0	0%
合計	17	7	2	9	0	35	
構成比	48%	20%	6%	26%	0%		100%

相談内容区分 (改訂 2003年8月)

相談内容別構成比(10月度)



相談者別構成比(10月度)



事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に対する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問合せ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの

## 1. 2. 受付相談事例および内容の紹介

※「臭い」と「ニオイ」の区別について

不快または好ましくない場合を「臭い」とし、柔軟剤・芳香剤・化粧品・香水等のように意図的に付加した場合を「ニオイ」と表記することにしています。「ニオイ」としたのは、意図的に付加した場合でも、不快と感じる方がいるため、中立的なイメージとして表現しました。ただし、不快臭を付加した場合（ガス臭等）は「臭い」とすることにしています。

### ◆ 事故クレーム関連相談

- ◆ <電子タバコで唇をやけど> 「△△社の電子タバコ〇〇を使い始めて1ヶ月になる。最近、〇〇を吸うと喉が熱く感じ、唇に小さな水泡ができるようになった。耳鼻咽喉科を受診したところ、「電子タバコが原因」といわれ、診断書も出た。△△社に申し出たところ、「調査するから、現品を送るよう」いわれている。治療代を請求したいが、現品を送ってしまってもいいものだろうか」との相談を、50歳代の男性から受けている。どのようにアドバイスすべきだろうか。各所のPLセンターに相談したが、いずれも管轄外と言って、対応してもらえなかった。〈消費生活C〉

⇒個々の製品の性能や安全性は、その製造元が責任をもって調査しお答えします。本件も、△△社に調査を依頼し、その際、調査結果の書類での回答を求め、並びに現品の返却を希望する旨、伝えられてはいかがでしょうか。

- ◆ <自宅の外から流入する異臭で体調不良> 「4年前に分譲マンションに入居して、一人で暮らしている。1年半くらい前から、自宅の周辺で薬品臭がするようになり、この異臭が室内に流入して、目がチカチカする、喉がヒリヒリする、手足の関節が痛い、息苦しいなどの症状に悩まされている。医師の診断を受け、いくつかアレルギー検査を受けたが異常は無かった。どうすればよいか」との相談を、60歳代の女性から受けている。女性は、マンションの管理会社にも相談したが、満足な対応は得られなかったとのこと。対応の仕方についてのアドバイスがいただきたい。〈消費生活C〉

⇒お話からだけでは、「薬品臭」の発生源が想定できません。地域によっては、地域の保健所でシックハウス原因物質のいくつかを測定できる場所もあります。「自宅の外からの流入」とのお話とは少々異なりますが、体調不良の原因物質の観点から地域の保健所にご相談されることを勧められてはいかがでしょうか。

- ◆ <たたみに染み付いた防虫剤のニオイで喉に違和感> 高齢の女性から、「10年くらい前に、スーツケースに衣類を収納し、防虫剤を入れて、畳の上において置いたところ、防虫剤のニオイがしてきたので、衣類を取り出し、防虫剤を処分したことがあった。最近、部屋に風が通ると防

虫剤のニオイを感じ、喉に違和感がある。あの時の防虫剤が畳に染み付いていて、今もニオイを発生しているのではないかと心配だ」との相談を受けている。そのようなことが考えられるのだろうか。〈消費生活C〉

⇒防虫剤は直接畳とは接しておらず、また防虫剤を処分して10年経っているとのことから、ニオイが未だに残っているとは考えにくいと思います。ニオイが確かにするという事ならば、他に発生元がないか探してみてもいいかもしれません。

- ◆ 〈柔軟剤のニオイで体調不良〉「2週間ほど前から、自宅アパートの隣家の洗濯物のニオイが強く、気持ちが悪くなってしまいました。どうにかしてほしいと隣人に申し出たが、洗濯すると言うのか、と怒ってしまい、対応してもらえない。どうしたらよいか」と言う相談を、中年の女性から受けている。このような場合どう対応したらよいただろうか。また、相談者はニオイで体調不良を訴えているが、ニオイの成分に身体に悪いのものが含まれているようなことはないのだろうか。〈消費生活C〉

⇒柔軟剤等に使われている香料の安全性は、日本香料工業会のウェブページ「フレグランスの安全性」(<http://www.jffma-jp.org/fragrance/safety/index.html>)によれば、香料の安全性については、国際化粧品香料協会(IFRA)が国際的に自主基準をつくり、各国の香料工業会等を通じて自主規制されているとのこと。しかし、ニオイに関する感受性は個人差が大きく、体調不良を訴えるケースもあります。隣人に違法行為があるわけではありませんので、相談者の窮状をよく理解してもらい、隣人が受け入れやすい提案、例えば香りの弱い柔軟剤に変えてもらう、とか使用量を減らしてもらう等を提案してみてもいいかもしれません。

- ◆ 〈トイレ用洗剤で体調不良〉「飲食店でトイレを使ったとき強い刺激臭を感じ、具合が悪くなり嘔吐してしまった。医師の診察を受け、今は回復している。トイレで使われた洗剤等から有毒なガスが発生していたのではないかと考えている。飲食店に治療費の補償を要求したが、飲食店は、自分たちに落ち度はないと取り合わない。どうしたらよいか」という相談を中年の男性から受けている。飲食店で使われていたのは、「トイレ用酸性洗剤(塩酸系)」、「液体クレンザー(弱アルカリ性)」、「薬用ハンドソープ」の3品。これらを混合することで有毒なガスが発生する可能性があるのだろうか。〈消費生活C〉

⇒次亜塩素酸塩を含む塩素系の洗剤・漂白剤と酸性の洗剤を混合すると、有毒な塩素ガスが発生することが知られており、これらの洗剤には「まぜるな危険」の表示が義務付けられています。しかし、お聞きした洗剤等を混合しても、塩素ガスが発生することはありません。また、トイレ用酸性洗剤に使われている塩酸は強酸性で強い腐食性を有し、大量に吸

入すると危険ですが、通常トイレ用洗剤には10%未満の含有量であり、トイレ掃除への常識的な使用の範囲では、大量に吸入するようなことは考えにくいように思います。しかし、独特の刺激臭がありますので、相談者が感じた刺激臭は塩酸由来のものかも知れません。ニオイに関する感受性は個人差が大きく、体調にも左右されますので、ニオイを感じて気分が悪くなった可能性も否定できません。以上のような事を相談者にお話されてはいかがでしょうか。

- ◆ <石膏ボードで化学物質過敏症が悪化> 「自分は数年前に医師から化学物質過敏症との診断を受けている。今般、家のリフォームの際、業者に依頼して部屋に石膏ボードを貼ったところ、化学物質過敏症の症状が悪化してしまった。業者に申し出たところ、業者は石膏ボードを分析し、本来入っていないはずの有機溶剤が4種類検出された、とのことで書面で報告してきた。何らかの補償を得たいが、本来入ってはいけない成分が入っていたのだから、石膏ボードの製造メーカーを訴えるべきか」との相談を受けている。どう対応したらいいだろうか。また、化学物質の専門的な質問には化学物質PL相談センターを紹介してもいいか。〈消費生活C〉

⇒石膏ボードに欠陥があり、その欠陥と被害との因果関係が証明できれば、石膏ボードメーカーの製造物責任を問うことができます。また、リフォーム業者に施工上の問題が無かったかも見ておく必要があるでしょう。本件は住宅リフォーム関連のトラブルですので、住宅リフォーム・紛争処理支援センター（住まいるダイヤル）

([http://www.chord.or.jp/consult\\_window/index.html](http://www.chord.or.jp/consult_window/index.html))にご相談されてはいかがでしょうか。化学物質に関連した安全性情報や専門情報が必要な場合は当センターにご相談ください。

- ◆ <マンション大規模修繕の異臭で体調不良> 半年ほど前から、マンションが大規模修繕されている。1ヶ月ほど前から、8階の自宅玄関先に化学薬品臭がよどみ、室内に流れ込んで、目や鼻、のどに痛みを覚えるようになった。大規模修繕の影響ではないかと考えている。この異臭の原因が何か、分析して確かめることはできないか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。（中高年の男性）〈消費者〉

⇒当センターでは検査等を行っておりません。独立行政法人 製品評価技術基盤機構の「原因究明機関ネットワーク」(<http://www.nite.go.jp/jiko/network/>)、及び独立行政法人 国民生活センターのウェブサイト([http://www.kokusen.go.jp/test\\_list/](http://www.kokusen.go.jp/test_list/))に、商品テストを実施する機関のリストが掲載されていますので、ご参照ください。なお、検査費用はご自身の負担となります。また、分析対象成分が特定できない場合には、受け付けてもらえない可能性があります。

- ◆ <洗濯用洗剤が容器から漏洩> 先日、自宅で使用している△△社の洗濯用洗剤が容器から漏れ出して、床に浸透していることに気がついた。洗剤容器は詰め替えながら使用している。△△社に苦情を申し立てたところ、「この容器は使用して3年以上たっており、自然劣化と考えられる」との回答である。こちらから、床の張替え費用を要求しても、『見舞金』という名目のわずかな金額しか提示されない。これは商品の欠陥だと考えられるので、どのように交渉すべきか知りたい。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。（中年の女性）〈消費者〉

⇒△△社に損害賠償を求めるのであれば、△△社が自然劣化と判断した根拠の説明を求めた上で、弁護士等法律の専門家にご相談されてはいかがでしょうか。なお、メーカーによっては、洗剤の中身の使用期限の目安として、3年という表現をしているところもあるようです。しかし、容器について明確な使用期限は定められていないものと思われます。

- ◆ <エアコン洗浄後に体調不良> 自宅のエアコンがかび臭いと感じたため、10日ほど前にエアコンクリーニングを、エアコンメーカーから紹介された業者に依頼した。しかし、洗浄後エアコンを起動したところ、妻と小学生の娘が「気分が悪く、のどがイガイガする」と訴えた。エアコンを止め室内を換気したが、妻と娘は今もその部屋に入ると気分が悪くなるという。業者に申し出て、再度エアコンを水洗させたが、改善されない。エアコンメーカーやクリーニング業者に損害賠償を求めるには、どうすればいいだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。（中年の男性）〈消費者〉

⇒本件の場合、メーカーや業者に何らかの補償を求めるためには、気分が悪いなどの症状とエアコン洗浄の因果関係を証明する書類（医師の診断書など）が必要となるでしょう。エアコンクリーニングに使用した洗剤の情報を業者から入手して、かかりつけの医師にご相談されてはいかがでしょうか。

- ◆ <業者に依頼したカビ取り処理後の室内の傷み> 自分はマンションに住んでいる。3ヶ月ほど前に、部屋の隅にカビが生えていることに気づき、インターネットで調べた業者にカビ取りを依頼した。しかし、カビ取り処理後、部屋全体に白っぽい埃が舞っているように感じられ、室内の金属部分の錆や、プラスチック製品の変色がひどくなったように感じる。また、部屋中がべたべたしている。この状況を改善する手立てはないか。業者に聞いたところ、使用した薬剤は次亜塩素酸ナトリウムとエタノールが主成分とのことであった。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。（中高年の女性）〈消費者〉

⇒お話いただいた薬剤は、カビ処理を行う際にごく一般的に用いられている成分です。これら

の薬剤の影響が、3ヶ月たっても続いているとは考えにくいところですが、室内の汚れが気にかかるのであれば、専門のハウスクリーニングの業者に相談してみられてはいかがでしょうか。

- ◆ <ハンドバック中の薬剤の異臭で体調不良> 数ヶ月前に購入した皮のハンドバックに、袋入りの粉が入れてあり、最近これから異臭がする。そのため、目がひりひりするなどの症状が出た。袋には英文が印刷されており、“SILICA”の文字が見える。この異臭の成分を分析することは可能か。化学製品PL相談センターは消費生活センターに紹介された。(高齢の女性) <消費者>  
⇒当センターでは検査等は行っておりません。独立行政法人 製品評価技術基盤機構の「原因究明機関ネットワーク」(<http://www.nite.go.jp/jiko/network/>)、及び独立行政法人 国民生活センターのウェブサイト([http://www.kokusen.go.jp/test\\_list/](http://www.kokusen.go.jp/test_list/))に、商品テストを実施する機関のリストが掲載されていますので、ご参照ください。検査費用はご自身の負担となります。また、分析対象成分が特定できない場合には、受け付けてもらえない可能性があります。なお、“SILICA”の記載からの類推で、袋の中身がシリカゲルであるとすれば、これは除湿剤として食品類にも汎用されている無臭の固体です。
- ◆ <プラ板のアクセサリ作りでめまい> 息子が、百元ショップで購入したプラ板をオーブントースターで焼くアクセサリ作りを始めた。しかし、トースターの最高温度で焼いたため、トースターから異臭がしたので自分が覗き込んだ際、トースター内の空気を吸い込んだらしく、めまいがした。内科を受診して、血液検査などを受けているが、このめまいはプラ板を焼いたことによるものだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(若い女性) <消費者>  
⇒プラ板の材質はポリスチレンです。150℃程度で板が縮む性質を利用したアクセサリ作りなどが人気です。ポリスチレンはその安全データシート(SDS)によれば、300℃を越すと分解が徐々に始まるということです([http://www.jsia.jp/msds/msds\\_02.html](http://www.jsia.jp/msds/msds_02.html))。仮にポリスチレンが分解していれば、分解生成物がめまいの原因になった可能性は否定できませんが、トースター内がこの温度になったとは考えにくく、めまいの原因は特定できません。医師の診断を受けながら、経過観察されてはいかがでしょうか。
- ◆ <自家用車の異臭除去方法> 2週間前、自家用車に鍵をかけずに駐車していたところ、運転席のシートの下に黒いコンニャク状の異物が放置されていた。直ちに除去したが、いまだに車内に異臭がこもり、のどが痛く声がかれる。車のディーラーにシートを洗剤で洗ってもらい、またカー用品店で購入した消臭剤をおいてみたが、異臭は軽減されない。警察には届け出ている

のだが、黒い異物を分析して、異臭の原因を突き止めることはできないか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。（中高年の女性）〈消費者〉

⇒当センターでは、検査等は行っておりません。独立行政法人 国民生活センターのウェブサイト([http://www.kokusen.go.jp/test\\_list/](http://www.kokusen.go.jp/test_list/))、独立行政法人 製品評価技術基盤機構のウェブサイト(<http://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/network/index.html>)等に、検査機関のリストが掲載されていますのでご参照ください。なお、検査費用はご自身の負担となります。また、検査対象成分が特定できないと、成分検査が不可能な場合もあります。

- ◆ <殺虫剤や制汗剤によるものと思われるかゆみ> 今年の夏から、体がかゆく、また首から上が赤くなる症状に悩まされている。皮膚科を受診して、薬による治療を続けているが、完治しない。自分なりに観察していると、家族が蚊取りの殺虫剤や制汗剤を使う時に、この症状が出るように思われる。室内の空気を分析して、殺虫剤等の成分と自分の症状の因果関係を、特定することはできないだろうか。化学製品PL相談センターは関係省庁より紹介された。（若い男性）〈消費者〉

⇒当センターでは、検査等は行っておりません。独立行政法人 国民生活センターのウェブサイト([http://www.kokusen.go.jp/test\\_list/](http://www.kokusen.go.jp/test_list/))、独立行政法人 製品評価技術基盤機構のウェブサイト(<http://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/network/index.html>)等に、検査機関のリストが掲載されています。なお、検査費用はご自身の負担となります。また、検査対象成分が特定できていない場合、検査が不可能な事もあります。空気中の多種でかつ微量な成分の中から、当該殺虫剤等に由来する成分を同定することは、極めて困難な作業と思われれます。

- ◆ <業務用の白木シミ抜き剤によると思われる体調不良> ハウスクリーニングの業務に従事している。3ヶ月ほど前の作業時に、△△社の業務用白木シミ抜き剤〇〇を渡されて作業した。1ヶ月ほど〇〇を使って作業したところ、下痢などの体調不良をおこし今も続いている。この症状は、〇〇によるものだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターに紹介された。（若い男性）〈事業者〉

⇒〇〇は、フッ化水素を主原料とした製品で、医薬用外毒物に指定されています。その注意書きに、『必要に応じて防毒マスク又はホースマスク、不浸透性の保護衣、長靴及び保護手袋を着用してください』と記載されているとおおり、毒性の強い薬剤です。業務上の案件ですので、産業医、或いは化学薬品に知見のある専門医に、〇〇を使用したことや現在の症状などを正確に伝えて、その指示を仰ぐことをお勧めします。

- ◆ <洗濯で衣類に穴>1年ほど前に買った△△社の全自動洗濯機で洗濯したところ、衣類に1cm

ほどの穴があいた。一度目は買ったばかりのズボン、二度目は一年くらい使っている下着。二度も起こったので、洗濯機が原因と思い、販売店に申し出た。サービス担当の人が来て、洗濯機を点検したが洗濯機には問題がなく、類似の事例も聞いたことがないので、洗濯機が原因とは考えにくいとのこと。洗剤が何らかの化学反応を起こして穴が開いたのではないかと言われた。そのようなことがあるのだろうか。洗濯には液体洗剤と柔軟剤を使っており、漂白剤はつかったことがない。化学製品PL相談センターへは消費生活Cの紹介で電話した。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒洗濯用洗剤の主成分は界面活性剤ですが、界面活性剤は汚れそのものや汚れと繊維の境界面に作用して汚れを落とします。また一度落ちた汚れが再び繊維に付着しないような働きがあります。しかし、繊維そのものと反応し、これを傷めるようなことはありません。本件は家電製品に関連した案件ですので、家電製品PLセンター (<http://www.aeha.or.jp/plc/>) にご相談されてはいかがでしょうか。

- ◆ <自宅マンションのニオイで体調不良> 4年前に入居した自宅マンションに漂うニオイで体調が悪く、頭痛がする。昨年の12月頃から、燃料を焚いた後のようなニオイがして、春先には石油臭にかわり、6月過ぎくらいからは蚊取り線香のような薬品臭へと変わってきており、キッチンのレンジフードのあたりから漂ってきている。アレルギー科を受診し、問診結果から化学物質過敏症の可能性があるとされている。マンションの管理会社に相談したが、そのような苦情を言うのはあなただけだと言って相手にしてもらえない。どうしたらよいだろうか。化学製品PL相談センターは、消費生活Cから紹介された。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒化学物質過敏症はその発生機序が未だ明らかにされておらず、治療方法も確立されておられません。症状を改善するには、原因と考えられる化学物質を遠ざける必要があります。お話を伺ったかぎりでは、レンジフード経由で他の世帯のニオイが入ってきていることを疑っておられるようですが、マンションの管理会社に問い合わせ、その可能性があるか否かをお調べになってはいかがでしょうか。通常、排気系は独立していると思いますが、もしどこかと繋がっているのであれば、その先にニオイの発生源がないかお調べになって、対策を考えるのがよいと思います。

#### ◆ 品質クレーム関連相談

- ◆ <5ヶ月前に購入した靴の靴底が離脱> 「5ヶ月前に購入し、一度しかはいていない紳士靴を先日履こうとしたところ、靴底が剥がれた。販売店に苦情を申し立てたところ、「靴底はポリウレ

タン製のため、経年劣化で剥がれることもある」といって取り合わない。わずか5ヶ月での破損は納得がいかない」との苦情を、70歳代の男性から受けている。どのように対応すれば良いか、アドバイスがいただきたい。〈消費生活C〉

⇒エステル系のポリウレタンは、加水分解によって経年劣化することが知られています。劣化する速度は、保管している温度や湿度によって異なりますが、半年で靴の劣化が生じているのは、早いように思われます。販売店から靴のメーカー名を聴取し、メーカーの見解を聞かれてはいかがでしょうか。

- ◆ 〈購入したベッドから異臭〉 「先日、親のために購入したベッドを自宅に設置したところ異臭がし、目がしみて頭痛がした。直ちに販売店に、当該製品を引き取らせた。ベッドから、ホルムアルデヒドが放散していたのだと思う。このような製品の販売は、法律に違反しているのではないか」との訴えを、40歳代の女性から受けている。ホルムアルデヒドについては、建材からの放散について建築基準法の規定があるものの、家具については法規制はないと記憶する。ほかにアドバイスがあれば、お教えいただきたい。〈消費生活C〉

⇒ホルムアルデヒドの規制について、ご記憶のとおりです。家具については、(一社)日本家具産業振興会や全日本ベッド工業会で、低ホルムアルデヒド材料を使った商品を対象に、自主基準を定め、基準を満たす製品にマーク表示を行う等の取り組みを進めています。

- ◆ 〈ハンドソープの詰め替えパウチの液漏れ〉 「先月、ホームセンターで、〇〇社のハンドソープ詰め替えパウチを2個購入し、洗面所の棚に置いておいた。先日、片方が液漏れして合板製の棚板がダメになっていることに気づいた。未使用の状態でも液漏れしたのだから、〇〇社に責任があるのではないか。棚の補償までして貰えるだろうか」という相談を受けている。どのように対応したらよいだろうか。〈消費生活C〉

⇒一般的に、液漏れの原因として考えられるのは、購入者が持ち帰る際に、買い物袋の中で鋭利なものと接触し穴が開いてしまうといった購入者の取り扱いに問題があるケース、あるいは詰め替えパウチのシール不良などで、経時的にシール部に内容液が浸透してきてシール剥離を起こして漏れるといった、製品の品質に問題があるケースがあります。いずれも、液漏れを起こした詰め替えパウチを調べれば分かりますので、〇〇社に申し出て、原因調査をして貰ってはいかがでしょう。その上で汚損した棚の補償についても相談されることをお勧めします。

- ◆ 〈住まいの水周りコーティングの施行不良〉3年前に分譲マンションを購入し、入居1年後に洗面所や浴室など、水周りのガラスコーティングを業者に依頼した。施工後、ニオイがひどく、

施工表面の状態もペンキを塗ったようでひどかった。業者に苦情を申し出たところ、施工ミスは認めたと、保険がおりないことを理由に、のらりくらりとした対応で補償に応じようとしな  
い。最近になって、浴室まわりのコーティングがうろこ状に剥がれてきていることに気づいた。  
夫が入浴後身体にかゆみができると言っているが、これが原因ではないかと思う。コーティング  
剤の成分について業者に問い合わせたが回答がない。どのような成分が使われているのか調べ  
る方法はないだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターに紹介された。(60代の  
女性)〈消費者〉

⇒住まいの水周りのコーティングに使われた基剤に関する情報がないので、はっきりとしたこ  
とは言えませんが、一般的に施工後2年を経過した後に健康被害がでることは考えにくく、ご  
主人の症状も入浴後かゆみを感じる程度ですと、症状と基剤の因果関係の証明が難しいでし  
ょう。本件は住宅関連の施工上のトラブルですので、住宅リフォーム・紛争処理支援センタ  
ー(住まいのダイヤル)([https://www.chord.or.jp/consult\\_window/index.html](https://www.chord.or.jp/consult_window/index.html))にご相談  
されてはいかがでしょうか。また、検査・分析についてですが、当センターでは検査・分析  
等を行っておりません。どうしてもコーティング剤の分析をしたい場合、独立行政法人 国  
民生活センターのウェブサイト([http://www.kokusen.go.jp/test\\_list/](http://www.kokusen.go.jp/test_list/))、または独立行政  
法人 製品評価技術基盤機構のウェブサイト  
(<http://www.nite.go.jp/chuikanki/network/index.html>)等に、検査機関のリストが掲載さ  
れています。なお、検査費用はご自身の負担となります。

- ◆ 〈エア枕からの色移り〉 当社は、中国製日用雑貨を輸入販売している。今般、当社のエア枕を  
使用している顧客から、「ウェットティッシュでエア枕を拭いたら、ティッシュが青く着色し  
た」との苦情が寄せられた。このようなことが起こりうるのだろうか。エア枕は紺色で、ポリ  
塩化ビニル(PVC)で作られている。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中  
年の女性)〈事業者〉

⇒当センターは特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っておりません。本件は製  
造元にお問い合わせください。なお、エア枕などに使う軟質のPVCは、使用環境によっては、  
可塑剤等の添加物が染み出す場合もあることが知られています。本件の場合、可塑剤ととも  
に染料あるいは顔料が染み出して、ウェットティッシュに色移りした可能性等を検討されて  
はいかがでしょうか。

- ◆ 〈アクリル棚ひび割れの原因〉 自分は、学校用家具などを製造販売するメーカーに勤務してい  
る。今般、自社が納品したアクリル製の棚にひび割れが発生した。棚はねじ止めされており、

ひび割れは棚板の端からねじ穴まで延びている。実際の棚板の使用状況が不明だが、このクラック発生の原因としてどのようなことが考えられるだろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。（若い男性）〈事業者〉

⇒当センターは特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っておりませんので、責任をもってお答えする立場にありません。本件は、アクリル樹脂の原料供給元に確認されてはいかがでしょうか。なお一般に、アクリル樹脂は、ある種の溶媒などが付着すると、割れを発生することが知られています。

- ◆ 〈自家用車の初心者マークで塗装面が損傷〉 当社は、中国製日用雑貨を輸入販売している。今般、当社の自家用車用初心者マークを使用している顧客から、「初心者マークの痕が自家用車に残った」との苦情が寄せられた。初心者マークは磁石で貼り付けるタイプで、使用者は数年間付けたままにしていたとのことである。製品には「長時間貼り付けたまましない」旨、注意書きしてはいるが、このようなことが起こりうるのだろうか。化学製品PL相談センターは以前にも相談したことがある。（中年の女性）〈事業者〉

⇒当センターは特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っておりません。本件は、そのような使用方法を想定した品質設計がされているかなどの点について、製造元にお問い合わせください。なお、長期間貼り付けたままにしておくと、当該部分の塗装面がメンテナンスできないため、何がしかの影響を受ける可能性も否定できないものと思われます。

#### ◆ クレーム関連意見・報告

- ◆ 〈卵由来の除菌剤の危険性〉 先日、△△社が新しい除菌スプレー〇〇を発売すると聞いた。〇〇には、卵由来の抗ウイルス成分が配合されていると記載されている。これは、卵アレルギーの者にとっては大変恐ろしい製品である。自分の子供は重度の卵アレルギーで、かかりつけの専門医も本製品を問題視している。このような製品は市場に流通しないよう、取り締まっていただきたい。化学製品PL相談センターは消費生活センターに紹介された。（若い女性）〈消費者〉

⇒当センターは民間の機関であり、メーカーを指導するような立場にはありません。製品の規制といった件については、関係する行政機関にお申し出ください。当センターでは、いただいた情報を情報源が特定されない形で整理して、関係省庁等に伝達します。

- ◆ 〈室内によどむニオイに不快感〉 最近自宅の室内にいても、シャンプー、洗剤、柔軟剤等の各

種の香料のニオイで不快感を覚える。ニオイは屋外から流れ込んで、カーテンや壁紙などに染み付き、窓を閉めても室内にニオイがこもっている。使用している個人には好ましいニオイでも、他人には耐えられない異臭と感ずる場合もある。世間に漂うニオイを迷惑に感じている人もいることを、広く知ってもらいたい。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒ニオイの感じ方は個人差もあり好き嫌いもあるため、製品の品質には問題がなくても、人によっては不快感を感じられる事もあるでしょう。当センターでは、寄せられた相談内容と対応結果を、月次報告「アクティビティーノート」や年度報告書等にまとめて公開することで、情報の共有を図ってまいります。

#### ◆ 一般相談等

- ◆ <すすぎ後に残留する洗濯用洗剤の安全性> 「自宅で洗濯する際、一回すすぎタイプの洗剤を使用している。乳幼児がいるので、すすぎ回数を2回に増やしているが、それでも洗剤のすすぎ残りが気になる。このまま、洗剤を使い続けてよいものだろうか」との相談を、若い女性から受けている。どう答えたらよいか、アドバイスがいただきたい。〈消費生活C〉

⇒洗濯用洗剤の安全性については、業界のホームページに詳しい解説があります

([http://jsda.org/w/02\\_anzen/anzensei.html](http://jsda.org/w/02_anzen/anzensei.html))。更に、2度すすぎを実行しているので、仮に衣服に洗剤成分が残留したとしてもごく微量です。過度に心配されることはないとお伝えください。

- ◆ <スプレー式殺虫剤の廃棄方法> ゴキブリ用のスプレー式殺虫剤を使用していて、ノズルを折ってしまった。廃棄したいが、行政のゴミ回収は、「中身を使い切り、穴を空けて」出すように指定している。中身は半分くらい残っているが、ノズルが折れていて中身を使い切ることができない。製造メーカーは殺虫剤の事業から撤退しており、スプレー缶は引き取れないと言っている。どうしたら良いだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒地方自治体によっては、中身の入ったスプレー缶の持込を受け付けるところもありますが、お住まいの地域の行政では、そういったサービスはまだ実施していないようです。行政のゴミ回収窓口に、在液スプレー缶ごみの処理を引き受ける業者を紹介するよう、求められてははいかがでしょうか。

- ◆ <棚に置いたキッチン用ヌメリトリ剤の安全性> キッチンの棚に、排水口のヌメリトリ剤を保管している。最近になって、同じ棚に布巾なども置いていたことに思い至った。ヌメリトリ剤の成分が布巾などに付着して、人体に悪影響を及ぼしてはいないだろうか。ヌメリトリ剤の成分は「トリクロロイソシアヌル酸、酸性化剤」と記載されている。化学製品PL相談センターは、以前にも相談したことがある。（若い女性）〈消費者〉

⇒トリクロロイソシアヌル酸は、家庭用の洗剤などに使われている殺菌剤で、プールの殺菌剤にもよく使用されています。その安全データシートによれば、経口や経皮の毒性も低く、発がん性や生殖毒性も認められていないとのこと

(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/87-90-1.html>)。ご相談いただいた状況では、仮に布巾などに当該物質が付着したとしても、危険な量が付着するとは考えられません。過度に心配されることは無いでしょう。

- ◆ <電気ポット上蓋樹脂の安全性> △△社の電気ポット〇〇を使用している。3年ほど使用していて、上蓋の樹脂が劣化し、白い粉が本体内の湯に舞い落ちている。この粉は人体に有害ではないか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。（若い男性）〈消費者〉

⇒お話しいただいた上蓋の樹脂は、ポリプロピレンと思われます。この樹脂は、誤って摂取しても人体には吸収されず排出されます。ご心配には及ばないでしょう。なお、同様の事例で国民生活センターが商品テストした結果が報告されていますので、ご参照ください。

([http://www.kokusen.go.jp/kujo/data/k-200806\\_01C21.html](http://www.kokusen.go.jp/kujo/data/k-200806_01C21.html))

- ◆ <プロピレングリコールの安全性> 乳幼児用のウェットティッシュを探していて、『プロピレングリコール（PG）が危険』とのネット情報を見た。本当に危険な成分なのだろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。（若い女性）〈消費者〉

⇒PGは保湿剤や殺菌剤として、化粧品等によく使われている成分です。皮膚や目の刺激も無く、発がん性や生殖毒性も認められていません。通常の使用方法であれば、PGの配合された製品の使用に関し過度に心配されることはないでしょう。

- ◆ <食洗機で変形したプラスチック食器の安全性> 取扱説明書をよく読まずに、食洗機にプラスチック製の食器を入れて洗浄したところ、変形した食器があった。プラスチックが食洗機の高温で変形したものと思う。プラスチックから何らかの有害物質が溶け出しているようなことは無いだろうか。化学製品PL相談センターは以前にも相談したことがある。（中年の女性）

⇒食洗機は、温水洗浄工程、及び乾燥工程で内部の温度が70～80℃まで上がる機種もあります。

プラスチックの種類によっては、60℃以上になると変形するものもありますので、食洗機で

洗淨すると変形することもあります。しかし、変形しても人体に有害な物質が溶出することはありません。お問い合わせの状況では、過度にご心配には及ばないでしょう。

- ◆ <衣装ケースに入れていた防虫剤の安全性> 大人用の衣類を入れていたプラスチック製の衣装ケースを、中身を入れ替えて乳幼児用の衣類を納めるようにした。以前は防虫剤を入れていたが、乳幼児用に使い始めてからは、防虫剤は入れていない。しかし、以前使っていた防虫剤の成分がケースに残留し、乳幼児用の衣類にうつって、乳幼児に悪影響を及ぼすようなことは無いだろうか。使用していた防虫剤は、無臭タイプであった。化学製品PL相談センターは、以前にも相談したことがある。 (若い女性) <消費者>

⇒無臭タイプの防虫剤は、一般にピレスロイド系の成分が配合されています。これは除虫菊の成分を元に開発された合成の薬剤で、人間など温血動物に対する毒性は非常に低いといわれています (『家庭用殺虫剤概論』<http://www.sacchuzai.jp/static/pdf/gairon.pdf>ほか)。お問い合わせの状況では、防虫剤の薬剤がプラスチックケースの内表面に付着しているとしても、極めて僅かな量と思われることもあわせて考えれば、ご心配には及ばないでしょう。

- ◆ <トリクロサンを含む製品の安全性> 最近、アメリカの食品医薬品局 (FDA) が、トリクロサンを含む抗菌せっけんなどの販売禁止を発表したと聞いた。自分の手元の製品を確認してみると、薬用液体歯磨き〇〇にトリクロサンが配合されている。口に含むものなので、使用しないほうがいいのか。化学製品PL相談センターは消費生活センターに紹介された。 (中高年の女性) <消費者>

⇒FDAは本年9月2日、トリクロサンなど19種類の殺菌剤を含むせっけんなどについて、通常の石けんと水で洗うよりも有効であることを裏付ける科学的根拠がないこと。また、長期使用における安全性が検証されていないとの理由で、その販売禁止を発表しました。しかし、FDAが今回規制の対象としたのは薬用石けんであり、衣料用洗剤や歯磨き製品は規制の対象外となっています。日本では、トリクロサンを含有する薬用石けんは、厚生労働省が医薬部外品として承認しており、有効性が認められています。また、医薬品医療機器法上の健康被害も報告されておりません。しかしながら、米国での規制の動きを踏まえて、業界が自主的にこれらの成分を含有しない製品への切り替えを進めており、厚生労働省も切り替えの措置を発表しています。以上が現状ですが、トリクロサンは長く世界中で使用されてきた殺菌剤であり、毒性等のデータも比較的豊富にあります。これらの一般的なデータからは、現時点で実用上安全性に問題になるようなものは見当たりません。過度にご心配になる必要はないでしょう。

- ◆ <SDS表記に係る事故事例の照会> 自分の勤める商社では、海外から化学品原料を輸入し、

国内メーカーに原料として納入している。今般、輸入品に関する安全データシート（SDS）の改定を始めた。本作業を進めるにあたり、SDS記載に係るリスクとして、SDSが不適切であったり不十分であったりした際の、SDS提供者の負うべき責任について知りたい。なお、SDS作成については、JISを始めとして具体的な手引き書があることについては、承知している。（中高年の男性）〈消費者〉

⇒当センターは特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っておりませんので、責任をもってお答えする立場にありません。本件は、PL保険を取り扱っている保険会社、または化学品の事故事例に詳しい法律の専門家等にご相談ください。

## 2. 入手資料の紹介

—2016年10月度に化学製品PL相談センターで入手した主な資料をご紹介します。  
あわせて、資料の中で化学製品に関連すると思われる記事についても紹介しています。

1. 公益財団法人自動車製造物責任相談センター「相談状況（2016年9月度）」
2. 公益財団法人自動車製造物責任相談センター「平成28年度上半期活動状況報告」
3. ガス石油機器PLセンター「INFORMATION」2016. 9
4. 家電製品PLセンター「インフォメーション《2016年9月度》」
5. 消費生活用製品PLセンター「PLセンターダイジェスト」2016年度 第2四半期活動状況
6. 日本化粧品工業連合会PL相談室「2016年度上半期 化粧品PL相談室活動報告」
7. 医薬品PLセンター「平成28年度 第2四半期報告書」
8. 一般財団法人消費科学センター 「消費の道しるべ」10月号

化学製品PL相談センターニュースメールメンバー登録受付中！

『アクティビティーノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時お知らせするeメールサービスです。

- ・人数や資格の制限はありません。（誰でも登録できます。）
- ・費用は無料です。（インターネット通信費・接続費は各自でご負担ください。）
- ・お申し込みはE-mail ([PL@jcia-net.or.jp](mailto:PL@jcia-net.or.jp)) で。  
（件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください。）
  - ① ご氏名（フリガナ）
  - ② お勤め先（フリガナ）
  - ③ ご所属・お役職・ご担当など
  - ④ ご連絡先（勤務先か自宅かを明記）の住所・TEL・E-mailアドレス

※ ご連絡いただきました個人情報、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

### 3. メディア情報から

新聞(首都版)などで報道されている、化学物質・化学製品、消費者問題等に関する記事を紹介するコーナーです。

(記事の概要のみご紹介しています。記事そのものの提供は著作権法により禁じられていますので、内容の詳細は各紙面でご確認ください。)

\*環境省は、「マイクロプラスチック」(大きさ5ミリ以下のプラスチック片)汚染が南極海にも広がっていると発表。九州大学と東京海洋大学の研究チームの調査で確認した。(9/27 朝日)

\*東京都消費生活総合センターは、「防水スプレー」を吸い込んで呼吸困難などに陥る事故の増加を受け、正しい方法で使うよう注意喚起。防水スプレー製品の改良で減少していた事故件数が、用途が靴、カバンなどに広がったこと等を受けてここ数年増加しているという。(10/2 毎日)

★アクティビティーノートに関するご意見・ご感想をお待ちしております。

化学製品PL相談センター

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友六甲ビル

TEL: 03-3297-2602 FAX: 03-3297-2604

URL: <http://www.nikkakyo.org/plcenter/>

.....★ 出前講師のご案内 ★.....

化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例を基に、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話しさせていただきます。各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご活用ください。日時・費用・その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。

(TEL 03-3297-2602 担当 : 登坂(トサカ))

# 化学製品の成分表示について

## その6 虫よけ剤

前号では、家庭で使う殺虫剤を取り上げました。今回は『虫よけスプレー』に代表される、「虫よけ・蚊よけ」に係わる成分表示を整理してみましょう。

### 「虫よけ」の種類

外出やアウトドアでの作業時には、蚊を避けるなどの目的で、「虫よけ」を使うことがあります。スプレー型で肌に塗るもののほか、「蚊取り」を屋外で使えるようにした製品、更に最近では衣服に貼って使用するシートタイプの製品やブレスレット等、さまざまな形式のものが商品化されています。

「虫よけ」に有効な成分としては、肌に塗るディート（化学名：ジエチルトルアミド）等のほか、殺虫剤に使われるピレスロイド系の化合物や天然成分のハーブなどが使われています。

「虫よけ」のうち、肌につけて使う製品は、『医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律』（以降「薬機法」と略称）の対象となります。一方、シートタイプやブレスレットタイプの製品は雑貨に分類され、成分表示等の義務はありません。

### 「虫よけ」の成分表示

代表的な「虫よけ」として、以下のような製品をよく見かけます。

#### ◆肌に付けて使うタイプ

直接肌に付けることから、「薬機法」の対象となります。成分やその分量によって「医薬品」、あるいは「防除用医薬部外品」に該当します。製品には、有効成分の名称（一般的名称でも可）及びその分量の表示が義務付けられています。

このタイプでは、主成分としてディート（化学名：ジエチルトルアミド<sup>1)</sup>）を配合したものを多く見かけます。国内ではディートの含有量が12%の製品は「第2類医薬品」、10%までの製品は「防除用医薬部外品」に分類されています。

なお、最近では有効成分としてイカリジン（化学名：1-メチルプロピル 2-(2-ヒドロキシエチル)-1-ピペリジんカルボキシレート）を用いた製品が出始めています。また、厚生労働省は2016年6月15日、より高濃度のディートやイカリジンを配合した製品について、製造販売承認の迅速審査を行うと通知しました<sup>2)</sup>。

#### ◆「蚊取り」を屋外で使うタイプ

ピレスロイド系等の有効成分を電池駆動などで放散させることにより、屋外でも使用できるようにした「蚊取り」です。前回ご説明した殺虫剤の分類に従い、「薬機法」あるいは自主基準に沿った表示がされています。

具体的には、蚊、ハエなどの衛生害虫を対象とした製品は「薬機法」により、「有効成分の名称および分量、その他の成分の名称あるいは用途名」の表示が務付けられています。また、ユスリカなどの不快害虫を対象とした製品は「家庭用生活害虫防除剤の自主基準」に沿って、有効成分の名称が表示されます。

#### ◆天然成分のハーブを配合したシートやブレスレット

天然のハーブの中で、虫よけの効果があると言われているものを添加した製品です。衣服に貼るシートや、ブレスレットの形をしたものが商品化されています。薬機法の対象ではなく、また家庭用品品質表示法でも雑貨に分類

されており、成分表示の義務はありません。実際には、大半の製品には、主要な有効成分の種類が記載されているようです。また、香りを楽しむエッセンシャルオイル（精油）の中にも、虫よけ効果を表記した製品が見受けられます。

出典)

- 1) 公益財団法人 日本中毒情報センター ホームページより  
[http://www.j-poison-ic.or.jp/tebiki20121001.nsf/SchHyodai/3C2F1167DCDC4C13492567DE002B8991/\\$FILE/M70271\\_0101\\_2.pdf](http://www.j-poison-ic.or.jp/tebiki20121001.nsf/SchHyodai/3C2F1167DCDC4C13492567DE002B8991/$FILE/M70271_0101_2.pdf)
  
- 2) 『防除用医薬品及び防除用医薬部外品の製造販売承認申請に係る手続きについて』  
平成 28 年 6 月 15 日 薬生審査発 0615 第 1 号 厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課長  
<http://www.pref.shiga.lg.jp/e/yakugyo/files/boujyo.pdf>